

令和2年度第1回長野県障がい者施策推進協議会 議事録

日時 令和2年10月13日(火) 14:00~15:30

場所 長野県庁議会棟第1特別会議室

1 開会

○松原企画幹兼課長補佐兼管理係長(障がい者支援課)

定刻となりましたので、ただいまから「令和2年度第1回長野県障がい者施策推進協議会」を開会いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます健康福祉部障がい者支援課の松原でございます。それでは開会にあたりまして高池障がい者支援課長よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○高池障がい者支援課長

皆さん、お疲れさまでございます。障がい者支援課長の高池と申します。本日はお忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。私のつたない手話はこれくらいにいたしまして、ご出席の委員の皆さま方には、日ごろから県の障がい者施策にご理解とご協力を賜りましてお礼を申し上げます。

本年に入りまして、新型コロナウイルスの影響が社会・経済活動全般、それから個人の生活に至るまで大きな影響を及ぼしており、また障がいのある方々の生活にも様々な困難や影響が生じております。「新しい生活様式」による新たな生きづらさも出てきているところでございます。幸いにいたしまして、春の第一波、そして今回の第二波は、収束しつつあるのかなというところでございますが、これから秋・冬のインフルエンザの流行期を迎えまして、今後も最大限の備えを行う必要がございます。県といたしましては、国のコロナ対策予算を最大限に活用しながら、市町村や関係団体の皆さま、そして事業者の皆さまと連携しながら、障がいのある方々や事業者への支援の取組を進めさせていただいているところでございます。本日は、こうしたコロナ対策に加えまして、本年度策定することになっております障害福祉計画の進め方などについてご説明させていただき、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 会議事項

○松原企画幹兼課長補佐兼管理係長(障がい者支援課)

本日は、15名中11名の委員にご出席いただいております。ご都合により、石原委員、伊藤委員、田中委員、根本委員の4名が欠席されております。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。あらかじめお送りいたしました資料は、資料一覧、委員名簿、資料1から資料6まででございます。

次に、この会議は公開で行います。あわせて後日、県のホームページで、議事録及び会議資料の公表をしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の会議は90分を予定して

おりまして、終了時間は概ね 15 時 30 分までを目途とさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。それでは、以降の会議の進行につきましては、綿貫会長にお願いしたいと存じます。綿貫会長、よろしくお願いいたします。

○綿貫委員（会長）

皆さまこんにちは。お久しぶりでございます。さきほど高池課長様からもお話がございましたけれども、新型コロナウイルスが日本に入ってきて、感染拡大があり、何か月経つのだろうかと思うのですけれども、まるで時間が止まっているようでして、さりとてわが顔のしわは増えるばかりと、やはり時間は過ぎているんだなということを改めて実感している今日この頃ではございますが、そんなお忙しい中、大変な中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、会議事項（4）におきまして、「新型コロナウイルス感染症対策について」を入れてございます。障がい当事者の皆さま方、本当により困難な生活を送られていた方も多くいらっしゃったと思いますので、どうかここでも様々なご発言をいただけたらと思います。

また、本年度は令和3年度から令和5年度までの県の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定年度となっておりますので、これから県で計画の素案を作成していくところでございますが、作成にあたって重視すべき点について、皆さま方から積極的にご意見、ご発言をいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは着座にて失礼いたします。

それでは、会議事項に入ります。最初に会議事項（1）前回の会議の振り返りについて障がい者支援課から説明をお願いいたします。

○松原企画幹兼課長補佐兼管理係長（障がい者支援課）

資料1の説明

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。なお、ご発言に際してのお願いがございます。まず、発言される方は挙手でお知らせいただいた上で、指名を受けて、その後にお名前を述べられてからご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、榊原委員。

○榊原委員

皆さん、こんにちは。清泉女学院大学の榊原と申します。今、ご説明いただきました「東日本台風に係る障がい関係施設等の被害状況」に関して、情報保障に関して対応を進めていただけるということですが、具体的にどのような調査・対応をされているのでしょうか。

○松本課長補佐兼在宅支援係長（障がい者支援課）

障がい者支援課在宅支援係長の松本でございます。よろしくお願いいたします。ご質問の件ですが、県で主管としておりますのは危機管理防災課になりますが、実際に現場での声は市町村で吸い上げていただいております。県庁内においても、市町村の情報を共有しており、先ほど説明の中にもございましたけれども、県で避難所運営マニュアル指針を作成しております。県の避難

所運営マニュアル指針について、随時、改善したほうがよい点があればできるだけ速やかに改訂し、また、市町村と情報を共有しながら、市町村で作成していただいている運営マニュアルについても、その都度、改訂していただくということで対応しているところです。

○榊原委員

ありがとうございました。災害時の情報保障については、私も以前、調査を行っておりますので、ご協力できることがあれば、情報交換をさせていただきたいと思いますので、引き続きお願いいたします。

○綿貫委員（会長）

ありがとうございます。他にありますでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。次に会議事項（２）障がい者スポーツ部会の委員の改選について、障がい者支援課から説明をお願いいたします。

○松原企画幹兼課長補佐兼管理係長（障がい者支援課）

資料２の説明

○綿貫委員（会長）

障がい者スポーツ部会の委員の改選については、障がい者施策推進協議会の会長が指名することですので、私のほうで指名させていただきました。

ご異議がなければ、次の会議事項に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

次に、会議事項（３）「長野県障がい者プラン 2018 の令和元年度実施状況」について、障がい者支援課から説明をお願いします。

○渡辺担当係長（障がい者支援課）

資料３の説明

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。高村委員。

○高村委員

ありがとうございます。10 ページになりますが、重点施策３の「社会参加の促進」ということ

で、これは昨年度の実績なので大変ご奮闘いただいているなと思います。ご努力をいただいているところなんですけれども、相談支援体制の充実というところで、今年度の状況ですね、コロナの中で障がいのある皆さんは、どのような暮らしをしているか、あるいは地域の中で悩んでいらっしゃる方が増えていると思うのですが、参考までにコロナ禍での状況などをうかがえればと思います。

そして、一般企業への就労ということでもご努力いただいているんですが、今、普通に働ける方やアルバイトの学生さんなどもお仕事を失っているということで、障がい者はより一層厳しい状況にあるのではないかと考えておりますので、把握している状況をうかがいたいと思います。

それと工賃アップに向けた事業所間・企業間との連携について、これはぜひ格差が大きいのでお願いしたいと思います。最低賃金も1円しか上がらないという中で、工賃アップに向けた取組というのは現実的には厳しいと思うのですが、障がいのある中でもご自分の状況に応じて頑張っている方が、しっかりと工賃を受け取っていただけるように一層のご努力をお願いしたいと思います。最近の状況をうかがいたいのですが、よろしくお願いたします。

○宮島課長補佐兼自立支援係長（障がい者支援課）

障がい者支援課自立支援係長の宮島と申します。よろしくお願いたします。ただいま、3点ご質問をいただきました。

まず、コロナ禍における相談支援体制の充実という部分でございます。特に在宅で、地域で暮らしている障がいのある方に対する相談支援という部分では、まずは、相談支援事業所がコロナ禍で外出ができずに困難を抱えていらっしゃる障がい者のご自宅に訪問して、支援が必要であれば適切なサービスにつなげていくですとか、各圏域に設置されている障がい者総合支援センターとの連携を図りながら地域で暮らす障がいのある方を孤立させないような取組をしているところであります。

一般就労に関してですけれども、特にコロナの影響で解雇、雇い止め、一時帰休等で雇用情勢は悪化しているというような状況を県としても承知しているところでございます。特に障がいのある方につきましては、10圏域に設置している障がい者就業・生活支援センターにおいて、再就職に関する支援ですとか、一時帰休で自宅で待機せざるを得なくなった障がいのある方への訪問活動など、関係機関との連携を図りながら支援をしているところであります。

次に工賃アップの部分ですけれども、令和元年度の実績の工賃とすれば15,970円ということで、一昨年の16,130円からは下がり幅としては少なかったわけですが、今年度はコロナの影響がさらに工賃に大きく影響するところを県としても心配しているところで、こうした状況を踏まえ、まず、国の補正予算を活用させていただきながら、生産活動収入が大幅に減った事業所に対して、事業継続や生産活動の再起に要する費用を助成する事業を実施しているほか、工賃アップに向けて、生産活動の多角化ということを考えている事業所も多くございますので、県下4ブロックに設置している地域連携促進コーディネーターが事業所を訪問してアドバイスをしたり、民間の専門家の派遣を行うなど事業所の意欲・特性を活かしながら、支援を行っているところであります。

○綿貫委員（会長）

今の件で、障がいのある方のコロナ禍での離職状況を山口委員、今把握していらっしゃいますか。

○山口委員

今、正確なところは把握しておりません。

○綿貫委員（会長）

他に、ご質問ありますでしょうか。

○榊原委員

11 ページの情報コミュニケーション支援に関して質問させていただきたいと思います。現在のコロナの状況を考えますと、情報提供体制の整備として WEB アクセシビリティに配慮したホームページの改訂が非常に重要だと考えています。JIS X 8341—3 に対応することで改訂を進めていると思いますが、具体的に改訂に向けてどのような作業を進めているか教えていただけないでしょうか。

○渡辺担当係長（障がい者支援課）

こちらの項目につきましては、他課で管轄しておりまして、細かい内容が具体的に説明できなくて恐縮です。確認いたしまして情報提供させていただければと思います。

○榊原委員

JIS X 8341 に関しましては、何かご協力できることがあればお声かけいただければと思います。ありがとうございました。

○綿貫委員（会長）

ありがとうございます。ぜひご協力をお願いいたします。

では、続きまして会議事項（4）、すでに先ほどから新型コロナに関してのご意見等をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策について、資料4-1、資料4-2をあわせて障がい者支援課から説明をお願いします。

○宮下課長補佐兼施設支援係長（障がい者支援課）

資料4-1の説明

○宮島課長補佐兼自立支援係長（障がい者支援課）

資料4-2の説明

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。ここでは少し、時間をとって皆さま方からのご意見・ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

○佐藤委員

新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設等に対する応援職員の派遣の調査にすぐに取り組んでいただいて、応援職員を把握していただいたようで、県の早い対応に感謝を申し上げたいと思います。先日、2日ほど前、テレビのニュースを見ていたら、長野県は新型コロナウイルス感染症が発生した施設への応援体制、これが完璧にできることが確認できた、というような、一昨日かな、ニュースを見たんですけども、楽観的な報道だったので、本当に大丈夫なのかな、と危機感を持ちました。派遣された職員の感染リスクを心配していて、感染症の知識もまだない、それから防護服の着脱方法だとか、そういったものを全く何も知らない中で、「行ってね。」とお願ひされても、派遣された職員が感染したら困ってしまいます。安心できる、感染リスクのないことが保障されて初めて応援に行けるのですが、そのあたりのことを考えてくれるのか、どのように対応したいと思っているのか、例えば訓練をするならばいつ頃実施してくれるのか、お願ひします。

○宮下課長補佐兼施設支援係長（障がい者支援課）

施設支援係長の宮下です。資料18ページをご覧ください。職員派遣の意向調査を障がい者の施設に行ったところ、「職員派遣に当たっての課題（主な意見）」の最初の方に出てきております派遣職員の感染リスクだとか、いざ本当に派遣というときには、家族の理解が得られるかとか、様々な課題があるということは我々も把握をしているところです。先ほど佐藤委員がおっしゃったニュースについては、こちらでは把握していないんですけども、応援職員の派遣事業は介護支援課、障がい者支援課、地域福祉課でやっておりますので、それぞれのところで多少、温度差があるのかもしれませんが、いずれにしろ派遣にあたりましては、派遣を求める施設と、派遣してもよいという施設がしっかりニーズをすり合わせて行っていただくものだと思っております。それは直接感染症が発生した施設には行かずに、間接的に手薄になった施設に応援に行く場合もあるということ。それから、職員の知識普及に関してですけれども、それに関しては今、介護支援課と一緒に企画しておりますが、保健福祉事務所が行う感染症対策の研修に幅広い職員を集めて行うということもありますし、施設に専門家が直接赴いて感染症対策の指導をしたり、応援派遣に手を上げていただいた方を集めてPPE（防護服）の着脱の指導をするといったものを考えているわけですけれども、今、最後の調整の段階に入っているところでして、いつからということは申し上げられませんが、近々、具体的にお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○土井委員

小規模のグループホームとか、小さい規模のものが入っていませんが、グループホームとか

宿泊型訓練施設とか精神障がい者の施設もけっこうたくさんあります。私どもの法人もいくつかグループホームを運営しております、その中でもし感染症が起きた場合、おうちに帰れるかという調査を行ったところ、やはり半数以上が家には帰れないんですね。続けていくしかないなというところですが、あまりにも狭いので、ゾーンを分けるとか、そういうことも非常に困難で、そういうところではもし起きた場合どうなってしまいうだろうということをよく話すんですけども、こういう応援については、小さい規模のところでも応援は組んでいただくことはできるんじゃないでしょうか。おうかがいしたいです。

○宮下課長補佐兼施設支援係長（障がい者支援課）

この制度は現状では入所の障害者支援施設を対象としています。グループホームや通所事業所等でも発生し職員が不足するという可能性はあるのですが、感染症のことですので、地域で入院治療できるのかできないのか、施設等の応援のネットワークをつくる中で、そういったニーズについても把握して、例えば訪問サービスで対応可能だとか、いろいろなパターンを検討して応援のネットワークを組んでいただけないかということを保健福祉事務所にはお願いしているところです。また、どういったやり方がよいか、どういったことができるのかというご提案がありましたらいただければと思います。

○土井委員

ありがとうございます。小さい規模のところは職員の人数もぎりぎりですべてやっていて、応援に行けるのかということもありますが、私のところの場合は、法人内で支援をするんだろうなと考えていて、私も「グループホームで発生したら応援に行きます。」と言ったところ、「高齢者でだめだ。」と言われましたけれども、けっこうぎりぎりのところでやっていますので、よい知恵を出し合っていけるといいなと思います。ありがとうございます。

○綿貫委員（会長）

他にいかがでしょうか。高村委員お願いします。

○高村委員

今、土井委員がおっしゃられたように、小規模で職員さんもぎりぎりですべて、入所者とか通所者の個性もいろいろであって、職員さんが大変ご苦労されている中で、もしコロナの感染が起きると、災害というかそんな思いで対応をそれぞれの皆さんがご苦労されていると思うのですが、県のほうで応援職員体制をつくるということでアンケートをとっていただいたり、対応できる事業所さんとか、今対応できませんとか、今検討していますとか、そういう実態が分かっているんですけども、障がい児入所施設は派遣できる施設がないという状況があるのですが、障がい児入所施設が困難というのは、施設数がもともと少ないのか、施設の中でも日常的に大変な困難を抱えていらっしゃるのか、その辺の状況ですね、そうは言っても障害児入所施設に対する支援、バックアップ体制をとっていかないといけないと思うのですが、そのことと、それから、派遣職員さ

んに対する手当の一覧表もあるんですけれども 18 ページの 4 の真ん中あたりにありますが、医療現場ですけれどもコロナ感染が明らかになった患者さんに接した一般診療所なんです、その方に接したドクター、看護師、検査技師等、3 日間ないし 4 日間、PCR の結果が出るまでは自宅待機をしておいてくださいという状況がありまして、感染が発生した職場に支援に行った職員さんはそのあともご自分の体調管理と職場復帰ができない期間があるかと思いますが、そこに対する手当はどのようでしょうか。

○宮下課長補佐兼施設支援係長（障がい者支援課）

2 点ご質問がありまして、1 点目の障がい児入所施設ですけれども、これ実はすべての施設から回答をいただいている状況ではないので、またもともと施設数が少ないので、検討中という感じですか。あと、われわれが管轄している知的障がいの施設、身体障がいの施設、障がい児入所施設で万が一発生した場合は、すべての施設にお声をかけて、施設種類に限定なく応援に行っていたという方がいれば、そういう方も候補にして応援していただくというかたちになろうと思っているところです。

それと、自宅待機ということですが、今回応援職員の派遣事業では、待機期間は 2 週間（14 日間）の費用を補助するという上限を設けているところですが、本給に関しては施設の給与規定等に対応していただくかたちになろうかと思えます。

○綿貫委員（会長）

先ほど、佐藤委員や土井委員からも切実なお話がありましたけれども、入所施設といえども本当にゾーニングができるのだろうか、私どもの知的障がい者施設の入所施設の仲間の中でもそんな心配の声が上がってきています。それと土井委員がおっしゃられたようにグループホームはゾーニングが非常に難しい、できますならば病院への入院、あるいは軽症の患者さんが入ることができるホテルでの受入というかたちで受入を進めていただきたい、という声も聞こえてきておりますので、参考までにご検討いただければなと思えます。

皆さま方から貴重なご意見をちょうだいいたしました。さらに、県でもご意見を活かしていただいて、また前に進めていただければと思います。

では、次に会議事項（5）第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成状況について障がい者支援課から説明をお願いいたします。

○渡辺担当係長（障がい者支援課）

資料 5 の説明

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。国の基本指針に基づいて今後長野県の第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の素案を作成していくという説明でございました。28 ページ以降に「第 5 期長野県障害福祉計画の目標数値及び実績について」という資料を掲載していただいております。現

状において障がいのある方のニーズを充足できているか、また次期計画の素案の作成にあたってどのような点を重視すべきかについて、どうぞ皆さま方の意見、ご質問をお願いしたいと思います。原田委員、医療的ケアについて、ご意見いかがでしょうか。

○原田委員

今回の指針をみると、目標が設定されていて、実際に数値も増加している様子が分かりますので、いいなと思って拝見しました。

数値のところでは分かりづらいところがあったんですけども、細かいことになってしまうんですけども、37ページの医療型児童発達支援の数値が2019年度の実績のところでは定員数と事業所数に誤りがあるのかなと思って見ていました。定員数が55ということでしょうか。

○渡辺担当係長

失礼しました。事業所数が1、定員数が55ということです。

○原田委員

細かいところすみません。大まかな方向としてはいいのではないかなと思っています。

○綿貫委員（会長）

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。高村委員お願いします。

○高村委員

2つお願いしたいと思うのですが、ご説明いただきました資料の41ページなんですけれども、障がい児支援の充実ですけれども4（三）で「虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備」というものがありまして、ここは本当に充実・強化をしていただく必要がある分野だと思います。小児科医とか、児童相談所の皆さんの状況等や警察等の通告を受けてのそれぞれの皆さんの対応という状況があって、その連携を強化していかなければいけないと思うのですが、具体的にこの支援体制はどのような強化をしていく方向を考えていらっしゃるのか、現状も踏まえて状況を教えていただければと思います。

それから、もう一点は同じく41ページと、総合的に書いてある43ページのところなんですけど、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、国のほうでも指針というんですか、ガイドラインが出されていて、この点の充実もお図りいただいているところだと思うのですが、地域移行していくにあたり、現実には長期療養の方もおられるし、在宅への移行というのもご本人さん・ご家族の不安もあったりという状況もあるかと思います。気になるのはパーセントで入院後3か月時点の退院率69%以上とか、6か月時点で86%以上とか、入院後1年時点で92%とするということで、目標を持つことは大事なんですけれども、個々の皆さんの状況、地域の受入の状況やご家庭の状況等いろいろ困難があらうかと思っています。そこに対するバックアップ体制がないと、数値目標を挙げていただいても厳しいと思いますし、私も現実に看護師をしてい

て、病状が回復したのではないかと、寛解というと思うのですが、だけれどもまたいつ症状が出たり、不安になったりするかもしれないとご本人やご家族は不安な状況にあらうかと思えます。そういう時に、問題になっている自殺ということになってしまうという患者様もいらっしゃるのではないかと、ちょっと数字的には把握できておりませんが、私が40年前に看護師として学んだところで、患者様の寛解というとき、急性期から慢性期にかかる段階で、非常に危険な状況にあるということも経験しておりまして、数値ということも大事ですけれどもやはり一人ひとりのニーズについての丁寧なケアが必要ではないかと思えますので、ぜひご配慮をお願いしたいと思えますが、その辺の対応などを伺いたいと思えます。

○渡辺担当係長（障がい者支援課）

1点目、虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の強化ですが、障がいのあるお子さんの支援では、今までも例えば強度行動障害があるお子さんですとか、支援に一定の専門的知識が必要なお子さんの一時保護の受入先の課題等、地域の皆さまからもお声をいただいておりますが、国の指針としては虐待を受けた障がい児に対しては、障がい児入所支援施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアの提供が示されているところです。実態につきましては児童相談所、管轄するこども・家庭課とも連携しながら、どのような方針を定めていくか協議しながら記載をしてみたいと考えております。

○小澤課長補佐兼心の健康支援係長（保健・疾病対策課）

保健・疾病対策課心の健康支援係長の小澤でございます。ただ今、精神障がいの関係でご意見をいただきましたので答えさせていただきます。先ほどお話のありました43ページの右上のところの精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する部分ということで目標値がございます。退院率が69%、86%というような数値があるのですが、これだけでは分かりづらいかと。さらに申し上げますと、一番下の退院後1年以内の地域における平均生活日数が316日以上という目標値の設定も新しく入りました。この316日という数字をどう捉えるかということは私たちのほうでもこれからよく検討しなければいけないと考えています。いずれにしても数値の目標は、どうしても行政の場合は設定しなければいけないのですけれども、あわせて現状がどうかということは私どもも注意はしているところでございまして、例えば毎年、各圏域で活動している障がい者総合支援センターに精神障がい者の地域移行のコーディネーターの皆さんが配置されております。そうした皆さんにお集まりいただいて、現場でどういうことが今課題になっているのか、そのためにはどのようなことが必要なのかということをご意見いただいたり、あるいは情報交換する場を設けており、数値目標だけではなくて、現場の皆さんのお声も参考にしながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、自殺につきましても、長野県は対策に力を入れているところでございまして、医療機関などと連携を深め進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。時間が押しはいるんですけども、皆さま方から短時間でご意見がございましたらお願いいたします。土井委員。

○土井委員

土井と申します。今の精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムのところで関連してなんですけども、障がい者総合支援センターの方たちと、この地域包括ケアシステムのことで会議を行ってくださっているというのはありがたいと思うのですけれども、そこに病院は入っているのでしょうか。

○小澤課長補佐兼心の健康支援係長（保健・疾病対策課）

ただ今のコーディネーターを集めた会議の場は、コーディネーターのほかに保健福祉事務所の保健師が入った会議になっております。一方、自立支援協議会に精神障がい者地域移行支援部会がございまして、そちらにつきましては医療関係の方、事業者の方、あるいは当事者の代表の方に入っていて、より全体的な視点で施策についてご提案をいただいているところでございます。

○土井委員

ありがとうございます。高齢になってきた長期入院の方たちの退院がなかなか進んでこないという実感があります。長野市が特に病院の協力が無いという感じがするのですけれども、県全体でぜひ病院のPSW（精神保健福祉士）も含めて退院後、コーディネーターが特別な役割を担っていると思うのですけれども、それを強化していただいて強力に進めていただけたらと思います。

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。まだまだご意見あるかと思うのですけれども、ここでご意見が出しきれないものがありましたら、後ほどでもけっこうですので、障がい者支援課のほうに提出いただければと思います。

今、いただきましたご意見を尊重していただいて、計画作成に当たっては、市町村とも連携して障がいのある方への適切なサービスが提供できるよう計画の素案の作成を進めていただきたいと思います。

次に会議事項（6）福祉医療費給付事業の見直しについて、健康福祉政策課から説明をお願いします。

○秋山課長補佐兼企画調整係長（健康福祉政策課）

資料6の説明

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。この件に関して、大堀委員、会議前にも少しお話をさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○大堀委員

対象拡大をしていただいて本当にありがとうございます。平成 29 年度県の障がい者へのアンケートでも、医療費の負担軽減が一番要望が多かったと思います。障がいがあると他の疾病がある方も多いものですから、引き続きできれば窓口無料化のほうも進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、旧優生保護法の強制不妊手術の件ですけれども、県内で申請された方の状況ですとか、そういう方に支援金の支給ということが昨年度の 4 月に決まりました。その後のフォローがどのようになっているのかという支援体制を教えてください。また、県のホームページを拝見しますと旧優生保護法により強制不妊手術を受けた方の窓口のページを探しにくいので、見やすいようにしていただき、普及啓発もよろしくお願いいたします。

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。これについては、事務局いかがでしょうか。

○小澤課長補佐兼心の健康支援係長（保健・疾病対策課）

保健・疾病対策課心の健康支援係長の小澤です。今の旧優生保護法の関係につきましては、母子・歯科保健係で担当しております。今、手元に資料がなくてお答えできないので、また次回の時に状況のほうは報告させていただきたいと思っておりますけれども、ホームページの件につきましては担当の者に伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○綿貫委員（会長）

ありがとうございました。本日の会議内容は以上でございます。コロナの関係もございまして、長時間の会議は控えたいということで、少々急ぎ足ではございましたけれども、皆さまのご協力、どうもありがとうございました。それではこれで本日の会議の司会進行を、事務局に戻させていただきます。どうもありがとうございました。

4 連絡事項

○松原企画幹兼課長補佐兼管理係長（障がい者支援課）

綿貫会長、長時間にわたりありがとうございました。事務局から皆さまに連絡を申し上げたいと思います。次回の会議ですけれども令和 3 年 2 月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、新型コロナウイルスの感染症の状況によりまして、会議の開催形式につきましては、Web 会議の可能性もありますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それでは最後に、高池障がい者支援課長からごあいさつを申し上げます。

5 閉会

○高池障がい者支援課長

綿貫会長、並びに委員の皆さま、熱心に議論いただきましてありがとうございました。コロナ対策で時間を区切らせていただいた関係で、ご発言できなかった方は事務局までいつでもお申し付けていただければと思いますし、今回お答えできなかったことにつきましては、本日確認をさせていただきますので、速やかに皆さま方に報告させていただきたいと思っております。

本日もコロナの関係、就労の関係も含めていろいろご事情をお伺いしました。3月に全国で学校がお休みになった時にも、高齢者施設もそうですけれども、できるだけ事業を継続していただきたいということでお願いさせていただいております。障がいのある方が日ごろ通っている通所施設にステイホームと言ってもなかなか限界があって、例えば就労の施設は単に工賃が増えるだけではなくて、仲間との交流による生きがいづくりであったり、生活のリズム・張りをつくっていく貴重な場とうかがっております。本日、施設の応援体制の関係で小規模事業所の不安ということもお話をいただきました。一時期、2月から4月のころは何も物がない、情報もない、それからいろいろな支援策もないという、ないない尽くしの中から、少しずつ改善はしているとは思っておりますけれども、まだまだ十分ではないと思っております。引き続き、施設の皆さま、感染予防にご協力をいただきますとともに、こちらといたしましてもいろいろな声を参考にさせていただきながら、対応を進めてまいりたいと思っております。最後に虐待対応の強化というお話もいただきました。児童虐待・障がい者虐待、そういったものは年々増加している現状もございます。今まで隠れていたものが表に出てきている、そんな状況もあろうかと思っておりますけれども、こちらといたしましても必要な対応をしたいと思っております。ありがとうございました。

これで本日の障がい者施策推進協議会を閉じさせていただきたいと思っております。